

# 公益社団法人石川県理学療法士会

## 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）の会員が理学療法士としての使命と職責を自覚し、常に自らを修め律して倫理的配慮を図ることを目的に本会に倫理委員会(以下、「委員会」という)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 理学療法の倫理の在り方について必要な事項を調査・検討すること。
- (2) 本会が定める「会員の資格および権利に関する規程」の遵守に関すること。
- (3) 本会会員が実施する研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容を審査し、意見を述べ指針を与える。
- (4) その他理学療法の倫理に関し会長が求める事項について、調査・検討すること。

### (審査内容)

第3条 委員会は、次に掲げる事項に留意し、倫理的・社会的観点から研究等について審査する。

- (1) 「会員の資格および権利に関する規程」の遵守に関する審査
- (2) 研究等の安全性の確保
- (3) 研究等の対象となる個人の人権の擁護、プライバシーの保全及び福祉の向上
- (4) 研究等の対象となる個人に理解を求め同意を得る方法
- (5) 研究等によって生ずる当該個人への不利益及び危険性と社会貢献の予測
- (6) その他研究等に関する必要な事項

### (組織)

第4条 委員会は、次に挙げる委員を持って組織する。

- (1) 委員会は、理事以外の正会員 5 名以上により構成する。
- (2) 委員のうち、1 名を委員長とし、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- (3) 委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱し、委員および副委員長は委員長が委嘱する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数以上出席をもって成立する。ただし、審査が急を要するもの又は定例的な事項については、委員会が定めるところにより委員長が判定し、事後に報告することができる。

2 委員会が必要と認めたときは、申請者は委員会に出席を得て、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

3 審査の判定は、原則として出席委員全員の同意によるものとし、次に掲げる表示により行う。ただし、委員が申請者のときは、当該審査の判定に加わることができない。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 再提出

(4) 不承認

(5) 非該当

4 委員会が必要と認めたときは、委員会を公開することができる。

5 審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めたときは公表することができる。

(迅速審査)

第7条 委員会は委員長があらかじめ指名した委員による迅速審査を行うことができる。迅速審査の結果は、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を得て意見を求めることができる。

2 理事は、必要に応じて委員会に出席することができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び委員であった者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(記録及び議事要旨の公開)

第10条 委員会の審査結果は、議事要旨として取りまとめ、記録として10年間保存するものとする。

2 前項の議事要旨の取りまとめは、出席委員のうちから委員長が指名する委員が行う。

3 議事要旨は、委員長が確認のうえ公開しなければならない。ただし、公開することによって、研究等の対象となる個人又はその家族等の人権、研究に係る独創性又は特許権などの知的財産権の保護に支障が生じるおそれがあると委員長が認めるときは、当該部分に限り非公開とすることができる。

(申請手続き)

第 11 条 研究等の実施計画又はその成果の公表予定の内容の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、委員会が定める審査申請書に必要事項を記入し、本会会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請のあったときは、委員会に諮らなければならない。

(審査結果の報告)

第 12 条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があったときは、速やかに委員会が定める通知書により申請者に通知しなければならない。

(研究結果報告)

第 13 条 申請者は、承認を得た研究課題について、研究の実施状況、同意書の取得状況について、毎年 1 回委員会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。